

地震・火山噴火予知研究協議会内規（地震分科会）（案）

平成18年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、研究協議会地震分科会（以下「地震分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 地震分科会は、協議会における地震予知研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって地震予知研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 地震分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問を受けた地震予知研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、地震予知研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 地震分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバを参加を認める。

（主査）

第5条 地震分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 地震分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 地震分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 地震分科会の事務は、東京大学地震研究所研究協力係にて処理する。

付則

この内規は、平成18年 月 日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（火山分科会）（案）

平成18年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会火山分科会（以下「火山分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 火山分科会は、協議会における火山噴火予知研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって火山噴火予知研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第4条 火山分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問された火山噴火予知研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、火山噴火予知研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 火山分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 火山分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 火山分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 火山分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 火山分科会の事務は、東京大学地震研究所研究協力係にて処理する。

付則

この内規は、平成18年 月 日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部）（案）

平成18年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第9条第3項の規定に基づき、予知研究協議会企画部（以下「企画部」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 企画部は、大学の地震予知及び火山噴火予知研究の全体計画をまとめ協議会に提案し、計画の進捗状況を常時把握し、もって地震予知及び火山噴火予知研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第5条 企画部は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 計画推進部会及び大学研究者の研究計画を基に、全体計画を立案する。
- (2) 計画立案にあたり、必要に応じて、ワークショップ等公開討論の場を設定し、また、企画部と計画推進部会長から成る企画部拡大会議を開催する。
- (3) 計画推進部会の構成と各部会長および構成員の候補者を協議会に提案する。
- (4) 大地震発生時及び火山噴火時の緊急対応を行う。
- (5) 補正予算等の緊急予算をとりまとめる。

（組織）

第4条 企画部は次の構成員から成る。

- (1) 専任教員（教授または助教授）若干名、うち1名は流動的教員とする
- (2) 客員研究員（教授または助教授）2名以上
- 2 専任教員の任期は概ね3年とする。
- 3 構成メンバーは協議会が決定する。

（企画部の長）

第5条 企画部に、予知協議会の指名により、企画部長及び副部長を置く。

- 2 副部長は部長を補佐する。
- 3 企画部長は企画部の中心となってその任務を遂行する。
- 4 企画部長及び副部長は地震または火山分野を分掌する。
- 5 企画部長及び副部長は協議会に出席し、大学の地震予知研究および火山噴火予知研究の全体計画を提案する。

（庶務）

第6条 企画部の事務は、地震研究所地震予知研究推進センター及び火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

付則

この内規は、平成18年 月 日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（計画推進部会）（案）

平成18年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第10条第3項の規定に基づき、予知研究協議会計画推進部会（以下「計画推進部会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 計画推進部会は、大学の地震予知および火山噴火予知研究計画を、広範な研究者の参加の下に、機能的に推進することを目的とする。

（任務）

第3条 計画推進部会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 研究計画を企画部に提案する。
- (2) 研究計画の推進及び計画実施にあたる。
- (3) 計画の実施状況及び成果を企画部に報告する。

（組織）

第4条 次の計画推進部会を置く。

- (1) 「日本列島及び周辺域の長期広域地殻活動」計画推進部会
- (2) 「地震発生に至る準備・直前過程における地殻活動」計画推進部会
- (3) 「地震破壊過程と強震動」計画推進部会
- (4) 「地震発生の素過程」計画推進部会
- (5) 「地殻活動予測シミュレーションモデルの構築」計画推進部会
- (6) 「地殻活動モニタリングシステムの高度化」計画推進部会
- (7) 「地殻活動情報総合データベースの開発」計画推進部会
- (8) 「新たな観測・実験技術の開発」計画推進部会
- (9) 「火山噴火予知高度化のための基礎研究」計画推進部会
- (10) その他協議会で決定された計画推進部会

2 各計画推進部会には部会長のほか、大学の研究者からなる委員を置くことができる。

3 各計画推進部会には大学以外の地震予知または火山噴火予知関連研究機関の研究者からなるアドバイザー委員を置くことができる。

4 計画推進部会の構成、部会長及び構成員は、企画部の提案に基づき、協議会で決定する。

5 部会長の任期は1年とし、再任は妨げない。

6 計画推進部会の委員およびアドバイザー委員は部会長の推薦に基づき協議会が決定する。

7 委員及びアドバイザー委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(庶務)

第5条 計画推進部会の事務は、地震研究所地震予知研究推進センター及び火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

付則

この内規は、平成18年 月 日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（外部評価委員会）（案）

平成18年 月 日制定

（設置）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）規則第11条第2項の規定に基づき、協議会外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、地震予知及び火山噴火予知研究の有効な推進を図るため、研究計画の進捗状況と結果の評価を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。委員長は協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

2 委員長は、各委員の評価をとりまとめ予知協議会議長に報告する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員長代理がその職務を行う。

（任期）

第5条 委員会は外部評価報告書を協議会議長へ提出することを持って解散する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地震研究所研究協力係が行う。

附則

この内規は、平成18年 月 日から施行する。